

労政ちば

No.593

Winter

25th. Dec.2024

ご意見・バックナンバーは
千葉県ホームページへ



千葉県商工労働部雇用労働課企画調整班
〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1
☎043-223-2767

CONTENTS

・千葉県の最低賃金	1
・若者雇用促進法に基づく優良企業の認定（ユースエール認定）を行いました	2
・労働委員会って何ですか？ ～よくいただくご質問 Q & A～	3
・「生産性向上人材育成支援センター」のご案内	4
・各種訓練のご案内（1月以降開催予定コース）	4
・～障害者雇用をお考えの事業主の皆様へ～ 企業支援員が訪問・サポートします！	5
・「キャリア相談」してみませんか？（相談無料）	6
・県内中小企業の職場環境づくりを応援します！	7
・日本学生支援機構「企業の奨学金返還支援（代理返還）制度」	7
・千葉県外国人材活用支援事業のご案内	8
・千葉県プロフェッショナル人材戦略拠点のご案内 ～経営課題を解決する専門人材の確保を支援します～	9
・10の質問で知る シルバー人材センター	10
・ちば合同会社説明会 2025	12
・ジョブカフェちばのご案内	12

TOPICS

千葉県の最低賃金

千葉県の 最低賃金

千葉県特定（産業別）最低賃金は、下表のとおり、2業種について金額の改正が行われ、令和6年12月25日から適用されます。

業 種	改正額（時間額）
鉄 鋼 業	1, 1 4 7 円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1, 1 0 5 円

※上記以外の業種については、千葉県最低賃金（1, 0 7 6 円）が適用されます。

【お問い合わせ先】

千葉労働局労働基準部賃金室 電話：043-221-2328

ホームページ：<https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku>

